国土交通省

東北運輸局プレスリリース

≪発表記者会：東北電力記者会≫
≪　　〃　　：宮城県政記者会≫

令 和 ２ 年 １ 月 ７ 日
国土交通省　東北運輸局

一般乗合旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和元年７月８日及び同年８月２３日に東北運輸局岩手運輸支局が下記の一般乗合旅客自動車運送事業者の下記営業所に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。
なお、命令書等の交付については、本日、岩手運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：東日本急行　株式会社　　代表取締役社長　稲垣　智雄
（法人番号：２３７０００１００１０９０）
宮城県仙台市泉区野村字新馬場屋敷１４番地

営業所：一関営業所
岩手県一関市旭町１番１５号

２．行政処分等年月日　　令和元年１２月２４日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分

令和２年１月７日から令和２年１月１６日まで（１両×１０日）

（２）文書警告

【裏面へ続く】

４．違反の概要

（１）事業計画の事前変更届出違反

（道路運送法第１５条第３項）

（２）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

（道路運送法第２７条第３項）

①乗務時間等告示の遵守違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第１項）

②運転者に対する指導監督義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

以　上

≪問い合わせ先≫
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：大崎、角張
℡：０２２－７９１－７５３２